

4 障害者

1. 目的

障害がある人の暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいと思います。障害がある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら共に生きていくことが大切です。ここでは、障害がある人との今までの出会いや経験を語り合い、誰もが暮らしやすいまちにするためにできることを考えましょう。

2. 進め方（ワークシート活用例）

ワーク	進め方とファシリテーターの視点
I	<ul style="list-style-type: none"> ● まず、自分の経験などから障害について知っていることを話し合ってみましょう。 <p>《視点1》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病などにより心身の機能の障害がある人で、障害および社会の中にあるバリアにより、日常生活・社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。それぞれの障害を正しく理解し、個々に応じた配慮をすることが必要です。 ・障害には、病気や事故による外傷、加齢など後天的なものも当然あります。人ごとではなく我がこととして考えましょう。
II	<ul style="list-style-type: none"> ● イラストを見て、参加者の率直な意見を聞いてみましょう。また、これまでに経験したり、聞いたりした障害がある人に対する差別の事例を率直に出し合って、どのように思うか考えてみましょう。 <p>《視点2》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例では、すべての県民、事業者に障害がある人に対する差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供を義務としています。
III	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害がある人への差別を解消し、障害がある人が暮らしやすいまちづくりをするために地域や自分でできることを話し合みましょう。また、障害の社会モデルの例を参考に、地域での障害がある人への障壁は何か、どう解消していけばよいか話し合ってみましょう。 <p>《視点3》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的障壁とは、障害がある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものと定められています。

3. より深く学ぶために（資料）

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進 （内閣府）
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- ・ 「みんなで考えよう！発達障害」 （滋賀県）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5391480.pdf>
- ・ 「障害者への虐待を防ぐために」
 ～障害者虐待防止法について～ （滋賀県障害者権利擁護センター）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5289827.pdf>
- ・ 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」 （滋賀県）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai/fukushi/338050.html>

滋賀県障害福祉課



「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」

法務省人権擁護局

